

第1章 計画策定の基本的事項

1-1 計画策定の趣旨と目的

自然災害の増加や資源の枯渇などの環境問題が深刻化する中、大量生産・大量消費型の社会経済活動から、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成を推進していくことが求められています。

国においては、平成12年を「循環型社会元年」と位置づけ、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）を制定し、同法に基づく循環型社会形成基本計画（以下「循環基本計画」という。）を策定するとともに、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）」の改正や、各種廃棄物・リサイクル関連法の整備などを進めてきました。

具体的には、近年、気候変動、生物多様性の損失及び汚染の3つの世界的危機が顕在化し地球の環境収容力を超えつつあり、さらに新型コロナウイルス感染症のまん延、ウクライナ侵攻などによる社会の不可逆的变化を踏まえ、国は令和6年5月に第六次環境基本計画を策定しました。計画では、文明の転換・社会変革の必要性から、環境政策を起点として様々な経済・社会的課題をカップリングして解決していく方針を打ち出し、「環境保全と、それを通じた国民一人一人の『ウェルビーイング／高い生活の質』」を目的としています。

加えて国は、令和6年8月に第五次循環型社会形成推進基本計画を策定し、気候変動、生物多様性の損失及び環境汚染等の社会的課題を解決し、産業競争力の強化、経済安全保障、地方創生、質の高い暮らしの実現のため、「循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行」を推進することとし、本計画を国家戦略として位置づけました。

一方、2015年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」

（Sustainable Development Goals :SDGs）を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、掲げられた持続可能な世界を実現するための17のゴールとそれらに付随する169のターゲットから構成されており、環境・社会・経済の3つの側面を統合的に解決する考え方が強調されています。17のゴールのうち「6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する」、「12 持続可能な生産消費形態を確保する」の分野は、特に本計画との親和性が高く、施策の展開により、世界が目指す社会の実現につながるものと考えられます。

廃掃法（第6条第1項）では、市町村は区域内の一般廃棄物の処理に関する基本的な事項を定めることとされています。本市では、平成28年3月に一層の効率的かつ効果的な一般廃棄物処理対策を推進するため、「伊東市ごみ処理基本計画」と「伊東市生活排水処理基本計画」の両計画を統合し、新たに「伊東市一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。また、その5年後となる令和3年3月に、令和3年度から令和12年度までを期間とする一般廃棄物処理基本計画（以下、前計画）を策定しました。本計画は、前計画のこれまでの実績を踏まえ、令和8年度からの後半5か年に向けて、中間見直しを行ったものです。

なお、ごみ処理基本計画では、ごみの発生・処理状況や社会経済動向を把握し、将来のごみ発生量を予測した上で、本市に適したごみ処理システムのあり方を検討し、また、生活排水処理基本計画では、生活排水処理に係る本市の状況を把握し、将来の生活排水処理

量を予測した上で、生活排水処理に係る基本理念、達成目標及び生活排水処理施設の整備に関する基本方針を示しています。

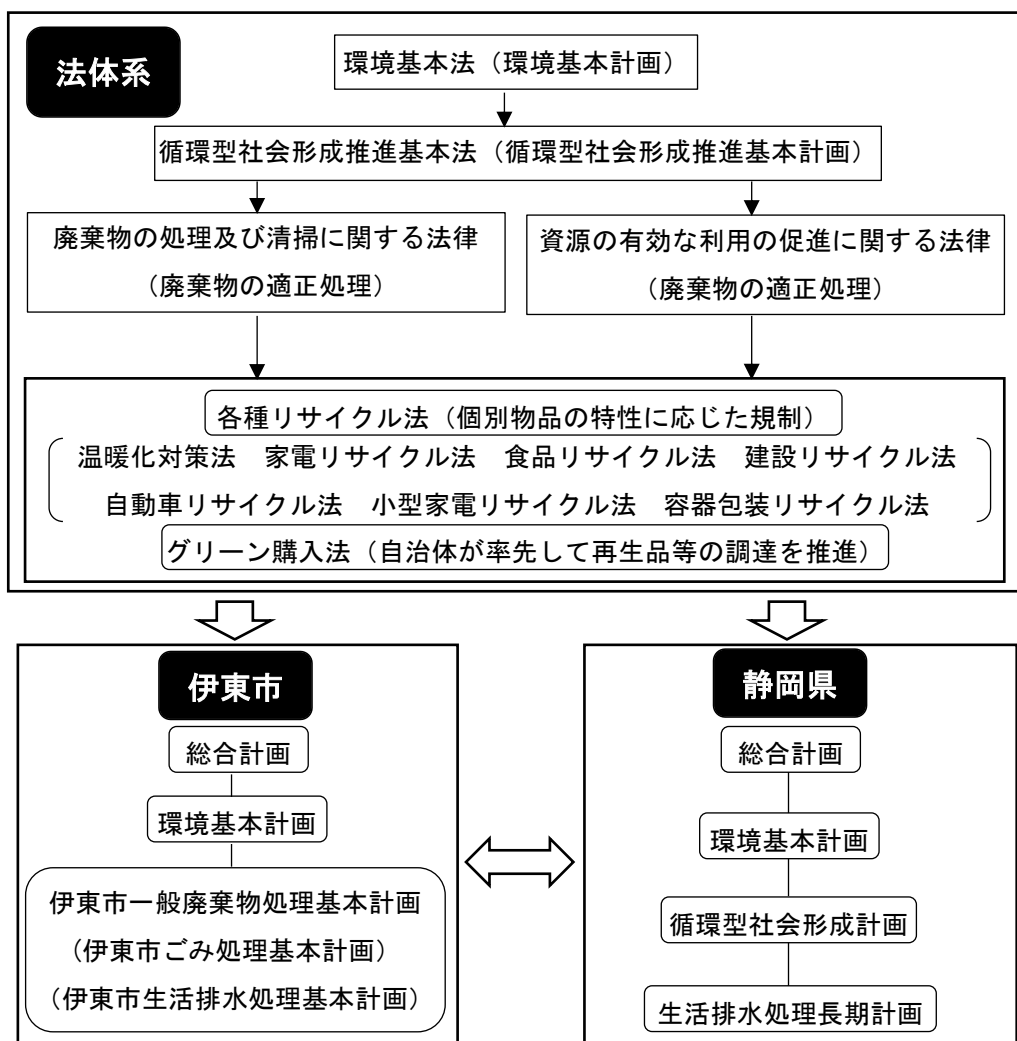
本計画は、行政運営の総合的な指針となる「第五次伊東市総合計画第十二次基本計画」に沿ったものであり、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を目指すものです。

1-2 計画の位置づけ

本計画は、廃掃法第6条第1項及び「伊東市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成14年伊東市条例第36号）」第8条第1項の規定に基づき策定するものです。

また、廃掃法に基づく国の基本方針を踏まえるとともに、本市の総合計画や環境基本計画等と整合を図り、今後の廃棄物行政における総合的な指針として位置づけています。

計画等の体系は図1-1に示すとおりです。



計画等の体系（図1-1）

1-3 計画目標年次

計画期間を令和8年度からの5か年とし、令和12年度を計画目標年次とします。